

# 京都府公立大学法人中期計画

京都府公立大学法人

## 目 次

|    |                                       |   |
|----|---------------------------------------|---|
| I  | 中期計画の期間.....                          | 1 |
| II | 教育研究等の質の向上に関する事項 .....                | 1 |
| 1  | 教育等に関する目標を達成するための措置 .....             | 1 |
|    | (1) 人材育成方針を達成するための措置 .....            | 1 |
|    | (2) 教育の内容に関する目標を達成するための措置 .....       | 2 |
|    | ア 入学者の受入れに関する目標を達成するための措置 .....       | 2 |
|    | イ 教育の内容・課程に関する目標を達成するための措置 .....      | 2 |
|    | ウ 教育の方法に関する目標を達成するための措置 .....         | 4 |
|    | (3) 教育環境の充実、向上に関する目標を達成するための措置 .....  | 4 |
|    | ア 教育の実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 .....   | 4 |
|    | イ 教育環境・支援体制の整備に関する目標を達成するための措置 .....  | 4 |
|    | ウ 教育活動の評価に関する目標を達成するための措置.....        | 5 |
|    | (4) 教育の国際化に関する目標を達成するための措置 .....      | 5 |
|    | (5) 学生への支援に関する目標を達成するための措置 .....      | 5 |
| 2  | 研究に関する目標を達成するための措置 .....              | 6 |
|    | (1) 研究の内容に関する目標を達成するための措置 .....       | 6 |
|    | ア 目指すべき研究水準・機能に関する目標を達成するための措置 .....  | 6 |
|    | イ 研究成果の社会・地域への還元に関する目標を達成するための措置 .... | 7 |
|    | (2) 研究環境の充実・向上に関する目標を達成するための措置.....   | 7 |
|    | ア 研究の実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 .....   | 7 |
|    | イ 研究環境・支援体制の整備に関する目標を達成するための措置 .....  | 7 |
|    | ウ 研究活動の評価及び管理に関する目標を達成するための措置 .....   | 8 |
|    | (3) 研究の国際化に関する目標を達成するための措置 .....      | 8 |

|     |  |    |
|-----|--|----|
| 3   | 地域貢献に関する目標を達成するための措置                       | 8  |
|     | (1) 府民・地域社会との連携に関する目標を達成するための措置            | 8  |
|     | (2) 行政等との連携に関する目標を達成するための措置                | 9  |
|     | (3) 産学公連携の推進に関する目標を達成するための措置               | 9  |
|     | (4) 医療を通じた地域貢献に関する目標を達成するための措置             | 10 |
| 4   | 附属病院及び北部医療センターに関する目標を達成するための措置             | 10 |
|     | (1) 臨床教育・研究に関する目標を達成するための措置                | 10 |
|     | (2) 地域医療に関する目標を達成するための措置                   | 11 |
|     | (3) 政策医療の実施に関する目標を達成するための措置                | 11 |
|     | (4) 診療の充実・強化に関する目標を達成するための措置               | 11 |
|     | (5) 運営体制の評価と健全な経営に関する目標を達成するための措置          | 12 |
| III | 業務運営の改善等に関する事項                             | 12 |
| 1   | 業務運営に関する目標を達成するための措置                       | 12 |
| 2   | 人事管理に関する目標を達成するための措置                       | 12 |
| 3   | 事務等の効率化に関する目標を達成するための措置                    | 13 |
| IV  | 財務内容の改善に関する事項                              | 13 |
| 1   | 収入に関する目標を達成するための措置                         | 13 |
| 2   | 経費に関する目標を達成するための措置                         | 13 |
| 3   | 資産運用に関する目標を達成するための措置                       | 13 |
| V   | 教育研究及び組織運営の状況の自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項 | 14 |
| 1   | 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置                    | 14 |
| 2   | 評価結果の業務運営への反映及び公表に関する目標を達成するための措置          | 14 |

|    |                              |     |
|----|------------------------------|-----|
| VI | その他運営に関する重要事項                | 1 4 |
| 1  | 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置  | 1 4 |
| 2  | 安全管理及び危機管理に関する目標を達成するための措置   | 1 4 |
| 3  | 環境への配慮に関する目標を達成するための措置       | 1 5 |
| 4  | 人権に関する目標を達成するための措置           | 1 5 |
| 5  | 情報発信及び情報管理に関する目標を達成するための措置   | 1 5 |
| 6  | 法人倫理に関する目標を達成するための措置         | 1 5 |
| 7  | 大学支援者等との連携強化に関する目標を達成するための措置 | 1 6 |

## VII その他の記載事項

|   |            |     |
|---|------------|-----|
| 1 | 予 算        | 1 7 |
| 2 | 収支計画       | 1 8 |
| 3 | 資金計画       | 1 9 |
| 4 | 短期借入金の限度額等 | 1 9 |
| 5 | 収容定員       | 2 1 |

## I 中期計画の期間

平成26年4月1日から平成32年3月31日まで

## II 教育研究等の質の向上に関する事項

### 1 教育等に関する目標を達成するための措置

#### (1) 人材育成方針を達成するための措置

ア 既成の概念にとらわれず、幅広い視野や柔軟な発想を持つとともに、社会性と豊かな人間性を備える高い教養を身につけ、自らの専門知識、技術、経験を生かし、高い倫理観のもと、誠実に判断し行動できる人材を育成する。

イ 企業の社員や自治体職員、学校教員、医療従事者などに対する再教育・訓練や研修機会の充実を図るとともに、長期履修制度をはじめ、学修しやすい環境をつくる。

ウ 教育機器の充実や自学自習スペース（図書館、ラーニングコモンズ等）の整備、参加型学習の充実などを行い、能力を最大限に伸ばし、鍛えた上で社会人・職業人として送り出す教育機能を強化する。

#### エ 医科大学

(ア) 学部学生に対する研究マインドの涵養教育を充実するとともに、地域医療への理解と関心、使命感を持った医学研究者や医療人を育成する。

(イ) 大学院の研究環境を整備し、多様な学際的研究活動を推進することにより、世界トップレベルの医療人材や次代を担う指導的人材を育成する。

#### オ 府立大学

(ア) 幅広い教養を備えるとともに、国際的な視野から地域の歴史・文化に対する正しい知識と深い視野を持ち、現代に生起する諸問題に対処できる人材を育成する。

(イ) 優れた社会認識と深い人間理解を基礎に、地域や社会における政策的課題及び福祉や人間形成の課題を実践的に担いうる人材を育成する。

(ウ) 「生命」と「環境」を共通のテーマとして、広範な視野と論理的判断力を養うカリキュラムを整備するとともに、各学科の専門領域の体系的な教育を実施することにより、京都府域をはじめとする国内産業や住民生活への貢献と国際的に活躍できる人材を育成する。

- (エ) 国際化に対応できる豊かな教養と深い学識を身につけ、専門分野で活躍できる高度な専門的職業人や研究者を育成する。
  - (オ) 福祉社会の創造をめざして、高度な専門的力量を持って地域・自治体の政策立案及び管理運営に寄与しうる、あるいは住民の多様な福祉ニーズや生涯発達の要求に応えうる高度な専門的職業人や研究者を育成する。
  - (カ) 農学、生命科学、食保健学、物質科学及び生活環境から自然生態系に至る環境科学を対象とした学際的かつ専門的な教育研究を通じて、高度な専門的能力を有する研究者及び社会における実践能力や指導力を有する高度な専門的職業人や研究者を育成する。
- (2) 教育の内容に関する目標を達成するための措置
- ア 入学者の受入れに関する目標を達成するための措置
    - (ア) 入学者受入方針（アドミッションポリシー）に基づく選抜方法の点検と有効な改善を図る。
    - (イ) 府内から多くの志願者を確保し、北部医療の充実に資するため、府教育委員会等と連携した高大連携の取組を充実する。【医大】
    - (ウ) 社会人入学について、大学院での社会人長期履修制度の構築などアドミッションポリシーを明確にした受入を進める。【府大】
    - (エ) 留学生の受入体制の充実を進める。
  - イ 教育の内容・課程に関する目標を達成するための措置
    - (ア) 教養教育の充実
      - a 公立大学2大学と国立大学の京都工芸繊維大学という設置形態・学部構成等性格の異なる3大学が、平成26年度新設予定の教養教育共同化施設（仮称）を拠点に、リベラルアーツ系科目の共同開講、京都学や人間学など学際的科目を開講する。  
さらに、三大学教養教育研究・推進機構を中心に学修状況、授業の成果や学生のニーズ等を検証し、科目や授業の拡充を図るとともに、新たな教養教育カリキュラム（「京都モデル」）を構築するなど、教養教育の充実・強化を図りながら段階的に共同化を推進する。
      - b クラブ活動の連携や体育施設の共同利用等を通して、学生相互の交流・新たなライフスタイルの創造を促進する。

(イ) 医科大学

- a 地域医療への理解と関心、使命感を持った医療人を育成するための実習を推進する。
- b 医学研究科においては、京都府立医科大学・京都府立大学・京都工芸繊維大学・京都薬科大学の4大学連携で取り組んでいる京都ヘルスサイエンス総合研究センターの取組を推進し、ヘルスサイエンス分野の教育・研究・医療を担う人材育成のための教育・研究指導を行う。
- c 保健看護学研究科においては、より高度な専門性を持った看護師を育成するための教育指導者の養成と学術的研究環境の充実を図るため、博士(後期)課程の設置など、前期・後期課程に再編することで一貫した人材育成ができる体制を整備する。

(ウ) 府立大学

- a 創造的精神と豊かな人間性を育てるため、多彩な科目とアクティブな学習機会により、充実した教養教育を実施する。
- b 人文・社会・自然科学にわたる教育研究と、少人数教育のメリットを活かし、和食の教育・研究等文化と食と農の融合した教育・研究を実施する。
- c 多様な資料・文献の読解・分析と種々のメディアによる発信を組み合わせた課程教育を行う。国際京都学センター（仮称）とも協働しながら、地域の歴史・文化を国際的な視点から分析する能力を涵養する。
- d 府内の市町村、経済団体、福祉施設、社会教育施設などの社会組織と連携し、地域から学ぶ教育を推進する。
- e 各研究分野の分担と連携のもと、講義・実験・実習を体系的に編成し、最先端の研究に触れさせるなどして、高度かつ専門的知識・技術の習得に至る教育を行う。
- f 学士課程を基礎として、より広い知見に基づいた資料・文献の緻密な読解・分析能力、各専攻分野に関する研究能力を涵養するため、きめ細やかな指導を行う。
- g 高度専門職にふさわしい研究的力量を形成するとともに、総合的な課題解決能力及び学際的な協力共同を行える力量の形成を行う。
- h 専門に関連する幅広い知識、創造力、問題解決能力等を培えるように教育を行う。

ウ 教育の方法に関する目標を達成するための措置

(ア) 少人数や双方向の授業を充実するとともに、府内自治体や企業等でのインターンシップなどの体験学習、臨床教育や府内各地をフィールドとした授業等を実施する。

(イ) PBL（プロジェクト・ベースド・ラーニング）を充実させ、学生が自ら活動しながら学ぶ機会を拡大する。【府大】

※PBL（Project-Based Learning）「課題解決型学習」

(ウ) 医学科カリキュラムにおける臨床実習（72週化）に基づき、知識や技能の向上を図るとともに、看護教育における実習施設の拡充と教育指導体制の整備を行う。

【医大】

(エ) 臨床実習の充実や質保証を図ることにより、医師、看護師等国家試験においての新卒受験者全員の合格を目指す。【医大】

(オ) 学生の日常の学習ガイドとしても活用できるようシラバスを充実させ、学習意欲を喚起するとともに、学習成果の評価・判定全般の厳正化・適正化に引き続き努め、適切な単位認定、進級・卒業判定を行う。

大学院における研究活動や専門能力の評価体制をFDのテーマとするなど、成績評価と学位論文審査を適正に行う。

※FD：大学教員の教育能力、資質の向上のための組織的な取組のこと

(3) 教育環境の充実、向上に関する目標を達成するための措置

ア 教育の実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

教員体制・職員体制の充実を進めるとともに、教員の多様性を確保するために、客員教授や特任教授などの制度を活用して、優れた人材を幅広く確保する。

イ 教育環境・支援体制の整備に関する目標を達成するための措置

(ア) 狭隘化の解消や耐用年数を経過した施設・設備・機器の更新等により教育環境の整備・改善を進めるとともに、高度情報化教育や情報通信技術、学生ポータルサイトの活用等により、教育の情報化を推進する。

(イ) 大学の教育・研究・診療に資する蔵書の維持・充実と一層の電子化を実施するとともに、新総合資料館（仮称）と連携して情報収集力・情報発信力の充実・強化を行う。



(ウ) 学術情報メディアセンター（仮称）設置の検討を進める中で、新総合資料館（仮称）に移転する附属図書館の機能と全学情報システム機能を高め、高度情報化と情報教育の充実を図る。【府大】

ウ 教育活動の評価に関する目標を達成するための措置

(ア) 自己点検・評価活動と連携したFD活動を強化するとともに、学生による授業評価や第三者による評価制度を導入し、カリキュラムや教育体制の改善に取り組む。

(イ) 医学教育ワークショップ及び看護学教育ワークショップを開催し、教育の活性化と質の向上を図る。【医大】

(ウ) 自己点検・評価活動やFD活動を強化するなど、大学独自の視点で内部質保証に取り組む。【府大】

(4) 教育の国際化に関する目標を達成するための措置

ア グローバル化戦略アクションプランを策定し、教育研究における人材育成、留学生の受入・派遣支援の強化、国際共同研究の推進、国際学術交流センターの体制の強化、海外の研究者の招へいなど、国際化を推進する。【医大】

イ 留学生の受入や日本人学生の海外留学、国際交流協定校等との交流促進、関連情報の収集と発信を強化するため、国際センター（仮称）を設置する。【府大】

<数値目標>留学生の全学生に対する割合 2%以上

ウ 教養教育共同化の中で、新たに国際的な視野を修得させる異文化理解教育を実施する。

エ 英語等による授業の拡充や英語力を重視したカリキュラム編成を実施し、国際社会で活躍することができる人材を育成する。【医大】

(5) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

ア 学生ポータルサイトの構築など学生の学習環境の情報化と学生サービスの充実を促進するとともに、学生の自主学習が十分に行える施設の整備を行う。【医大】

イ キャンパス整備の進行と並行して、自学自習スペース（図書館、ラーニングcommons等）の整備を進めるとともに、参加型学習の充実など、学修の質を高める取組を充実する。

【府大】

ウ 学生のニーズに応じた学習支援やメンタルヘルス、ハラスメント等の学生相談に対する体制の充実を図る。

エ 経済的に修学が困難な学生に対し、授業料等の減免措置を講じるとともに、各種団体の奨学金制度を積極的に情報提供するなど、幅広い支援を行う。

オ 卒業生のワークライフバランスへの支援として、再就職、キャリア開発のための支援を行う。【医大】

カ 地域社会に貢献しうる人材の育成をめざし、キャリア教育の充実を図るとともに、経済界と連携した就職・進路指導を行う。【府大】

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究の内容に関する目標を達成するための措置

#### ア 目指すべき研究水準・機能に関する目標を達成するための措置

(ア) 4大学連携で取り組んでいる京都ヘルスサイエンス総合研究センターにおける共同研究を推進し、科研費等の外部資金を導入し、大型プロジェクト化を行う。

(イ) 先進医療及び先端医学研究を推進するとともに、基礎研究、臨床研究、保健看護研究等の研究成果の実用化等により、地域医療や地域社会における健康の維持増進に貢献する。【医大】

(ウ) 国際的視野からの研究の発展と研究交流事業を推進する。【府大】

(エ) 文学部を中心とした全学体制で、国際京都学センター（仮称）と連携し、国際京都学の学際的共同研究を積極的に担い、成果を府民に還元する。【府大】

(オ) 地域の諸課題の解決に資する学際的研究を推進する。【府大】

(カ) 大学間連携共同教育推進事業（北部連携事業、グローバル人材育成）を推進する。【府大】

(キ) 北山文化環境ゾーン整備に関連して、府立植物園との連携により自然史系環境情報の収集・発信・普及啓発を推進するための研究体制・設備の充実を図る。【府大】

(ク) 精華キャンパスにおける植物バイオ等、新たな研究を推進し、行政や企業等との共同研究、産業振興を図る。【府大】

- (ケ) 「和食」の研究の深化と情報発信のための研究体制・設備の充実を図る。【府大】
- イ 研究成果の社会・地域への還元に関する目標を達成するための措置
  - (ア) 地域連携センターの「地域貢献型特別研究（府大ACTR）」を通じた地域との共同研究や、京都政策研究センターの府内自治体のシンクタンク機能を充実する。【府大】
  - (イ) 教員の研究業績や研究内容のデータベースを活用し、ホームページで広く公表するなど、教育研究活動について広く社会へ向けて情報発信する。また、著書・論文の執筆、学会での発表、特許等を通じて、研究活動の成果を広く社会に還元する。
  - (ウ) 世界トップレベルの医療を地域に提供するため、最先端の研究・診療機器の導入等により研究を推進し、研究成果の実用化等により、府民等の健康増進に寄与する。【医大】
- (2) 研究環境の充実・向上に関する目標を達成するための措置
  - ア 研究の実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置
    - (ア) 国内外の大学、病院等の医療機関、試験研究機関、行政機関、民間企業との研究交流の推進や外部の優秀な人材の受入れなどができる支援体制及び施設の整備・充実を行う。
    - (イ) 地域課題の解決に向けた研究や若手研究者の研究を支援するため、十分な予算を確保することにより、法人・大学独自の支援措置を充実し、資源の戦略的配分を行う。
  - イ 研究環境・支援体制の整備に関する目標を達成するための措置
    - (ア) 中核的研究センター等の再編・整備を検討し、新たな研究センターの枠組みを整備する。【医大】
    - (イ) 機関リポジトリシステムの構築を進め、研究成果の発信体制の整備を図る。【府大】
    - (ウ) サバティカル制度を活用し、教員の海外等での研究活動を推進する。【府大】
    - (エ) 研究成果として創出された知的財産の権利化、知的財産の技術移転活動及び実用化を積極的に行う。
    - (オ) 学内共同研究を推進するため、中央研究室の研究設備の計画的な整備を進める。【医大】
    - (カ) 学術的に高いレベルの研究を進め、その成果を社会に還元するために、老朽化した設備・機器を更新するなど研究環境を計画的に整備する。【府大】

ウ 研究活動の評価及び管理に関する目標を達成するための措置

- (ア) 研究成果や業績を、学会活動や学術発表活動等を通じて学外から研究活動の評価を受け、研究活動の質の向上に繋げる。
- (イ) 研究活動に係る透明性の確保や、不正行為や利益相反防止策による指導強化に努め、必要な関係規定を充実する。
- (ウ) 研究開発・質管理向上統合センターを新設し、基礎研究から臨床研究・実用化までの一貫した支援・指導と研究倫理教育を重点的に実施するとともに、モニタリング、データ管理、監査を行うなど、医学研究全般の科学性・倫理性を適正に担保し、研究の質管理を一元的に行う。【医大】

(3) 研究の国際化に関する目標を達成するための措置

- ア グローバル化戦略アクションプランを策定し、教育研究における人材育成、留学生の受入・派遣支援の強化、国際共同研究の推進、国際学術交流センターの体制の強化、海外の研究者の招へいなど、国際化を推進する。【再掲】【医大】
- イ 海外の大学・研究機関等との共同研究活動を推進するとともに、国際学術交流促進のため、国際センター（仮称）を設置する。【府大】
- ウ サバティカル制度を活用し、教員の海外等での研究活動を推進する。【府大】【再掲】

### 3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 府民・地域社会との連携に関する目標を達成するための措置

- ア 「国際京都学センター（仮称）」と連携して文理融合、横断的・学際的に「京都学」を研究するとともに、京都府、府立総合資料館、その他関係機関とネットワークを構築し、京都における文化芸術の継承と創造、産業の発展、地域振興やまちづくりなど社会貢献を図る。また、その成果を府民に還元する。【府大】
- イ 地域連携センターや京都政策研究センターの体制を充実し、京都府をはじめ府内市町村のシンクタンク機能を強化する。【府大】
- ウ 将来を担う青少年の京都への理解を深めるため、地域連携センター、附属農場・演習林等における公開講座や体験学習等を通じて、高度な学術研究を青少年にわかりやすく伝える機会を拡大するとともに、府教育委員会と連携した高大連携の取組を行う。【府大】

エ 桜楓講座や医大公開講座などの生涯学習講座の充実を図り、より多くの府民等に参加を促す。

＜数値目標＞

(府大) 生涯学習講座の受講者数を、中期目標期間中に10%以上増加させる。

オ 図書館の府民公開を推進するとともに、所蔵する歴史的資料の展示を促進するため施設整備や電子化を進め、府民に積極的に提供する。【医大】

カ 府大図書館の土日開館、府民貸し出しなど利用サービスの拡大を図り、府民公開を推進する。【府大】

(2) 行政等との連携に関する目標を達成するための措置

ア 地域貢献型特別研究(府大ACTR)等の大学と地域社会との共同研究、大学の教育・研究成果を活用した地域貢献を通して、地域社会を担う人材の育成を充実する。

イ 京都府をはじめ市町村の政策策定への協力を行うとともに、NPO団体等との連携を強化し、地域社会を担う人材の育成を充実する。【府大】

ウ 食と健康・農、文化の専門分野を活かし、「和食文化」の学際的な教育・研究を推進するため、医科大学等の教育研究機関・行政・食の専門家等と連携し、茶道、華道等の伝統文化や陶磁器、漆器等の伝統工芸、さらに寺社仏閣など幅広い京都の文化、観光等をテーマにした和食文化の連続講座の開講をはじめ、学部横断型プログラムを開発し、授業等を実施するとともに、それらの取組成果を検証しながら、学部・学科の設置や学位創設を目指す。【府大】

エ 地域貢献型特別研究(府大ACTR)等を通じて、包括協定をしている市町村等との協働事業を推進する。【府大】

＜数値目標＞ 包括協定市町村・関係機関・団体等数10以上

(3) 産学公連携の推進に関する目標を達成するための措置

ア 研究成果として創出された知的財産等を府内の産学公連携イベント・大学HP等を通して、情報発信を行うとともに、地元企業等からの技術相談を実施することにより、研究成果の技術移転を促進する。

イ 地域連携センターの産学公連携機能を引き継ぎ、地域の中小企業や農業事業者等との連携の強化、また大学発ベンチャー企業の育成等総合的な産学公連携活動を支援する組織(リエゾンオフィス(仮称))を構築する。【府大】

<数値目標>

ウ 産業界等からの共同研究・受託研究等の件数を、中期目標期間中に10%以上増加させる。

(4) 医療を通じた地域貢献に関する目標を達成するための措置

ア 教育研究成果の社会還元や、地域医療を支える医療従事者及び指導者の育成、府内の医療機関及び行政機関への継続的な医師配置等、地域医療を支える拠点として多面的な地域貢献を行う。

イ 学生はもとより、地域医療機関等から受け入れた医師、看護師、コメディカルなどを高度な医学教育により優秀な医療人として育成するとともに、府内の医療機関と教育、研究、治療面における連携を深め、地域医療を支える医療人を輩出するための拠点として中核的な役割を果たす。

※コメディカル：臨床検査技師、放射線技師等の医師、看護師以外の医療従事者

ウ 関係機関との連携を強化し、認知症総合対策への協力をはじめ、京都府が行う地域包括ケアの取組を支援する。

4 附属病院及び北部医療センターに関する目標を達成するための措置

(1) 臨床教育・研究に関する目標を達成するための措置

ア 病棟整備や最先端の医療機器の導入等により、病院機能の強化や体制整備を行い、国家レベルの医学研究拠点及び臨床教育拠点を目指す。

イ 臨床治験センターの体制を強化し、臨床治験及び先進医療を積極的に推進する。

ウ 地域医療・チーム医療マインドを持つ医療人の育成のため、卒前（学部）及び卒後（卒後臨床研修・大学院・海外留学）における教育の連携を強化し、臨床教育を一貫して行う体制を体系的に整備する。

エ 専攻医・研修医等の臨床教育環境の整備及び処遇改善に努め、臨床教育の一層の充実を図ることにより、優れた人材を確保する。

<数値目標>

|          |      |       |
|----------|------|-------|
| 学生の府内就職率 | 医学科  | 70%以上 |
|          | 看護学科 | 75%以上 |

初期臨床研修後の医師の府内就職率 80%以上

オ 附属北部医療センターにおいて、府北部地域を府立医科大学の教育研究の場として活用し、地域医療学講座を通じて、若手医師や看護師への教育・研修を行い、地域医療の幅広いニーズに対応できる総合診療力を備えた医師を育成するとともに、地域の病院や診療所と連携し、地域医療マインドを持った医師や高度な医療に対応することができる看護師を育成する。

(2) 地域医療に関する目標を達成するための措置

ア 医師不足地域の医療機関との連携を推進するとともに地域医療連携室の体制強化を図り、患者紹介率及び逆紹介率を向上する。

| <数値目標>     | 患者紹介率 | 逆紹介率  |
|------------|-------|-------|
| 附属病院       | 55%以上 | 45%以上 |
| 附属北部医療センター | 55%以上 | 90%以上 |

イ 附属北部医療センターにおいて、府立医科大学の附属病院として一体的な運営を行うとともに、北部地域の医療ニーズ対応し、中核病院としての役割を果たせるよう救急医療、在宅医療などの診療機能の強化、地域医療機関への医師派遣機能の強化や地域医療機関との災害、救急、臨床教育などの連携強化を図り、北部医療の充実を強力に推進する。

ウ 地域の拠点病院として、緊急時に使用できる車両の整備などDMATの災害時体制を強化するとともに、災害発生時における病院機能を維持し、救急医療等の機能を発揮できるよう、設備や体制の充実・強化を行う。

※DMAT：災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム

(3) 政策医療の実施に関する目標を達成するための措置

政策医療の中核病院として、都道府県がん診療拠点病院、小児がん拠点病院、及び肝疾患拠点病院等の診療や相談機能の充実強化を進め、国や府の政策と一体となった政策医療に取り組む。

(4) 診療の充実・強化に関する目標を達成するための措置

ア 基礎研究の臨床への橋渡しや再生医療等の高度な医療を積極的に推進する。

イ 病棟整備や地域医療連携の推進、医療相談機能や病院広報機能等の強化等を行うとともに、患者満足度調査等により患者ニーズを把握し、患者・診療サービスの向上を図る。

| <数値目標>     | 患者満足度 | 入院  | 外来  |
|------------|-------|-----|-----|
| 附属病院       |       | 90% | 80% |
| 附属北部医療センター |       | 90% | 80% |

ウ 感染防止対策や安全対策等を推進するため、啓発・研修の強化や医療従事者のリスクマネジメント意識の向上を図るとともに、診療機器管理体制等の充実・強化を図る。

エ 総合情報センターの機能強化を行うとともに、個人情報を含む医療情報の厳格な保護と適確な管理を行う。

#### (5) 運営体制の評価と健全な経営に関する目標を達成するための措置

病院中期経営改善計画により経営目標を明確化し、病院運営の自律的な経営体制の確立を目指すとともに病床利用率の向上を図るなど、効果的かつ的確に対応する経営管理を強化する。

|            |       |
|------------|-------|
| <数値目標>     | 病床利用率 |
| 附属病院       | 90%以上 |
| 附属北部医療センター | 80%以上 |

### Ⅲ 業務運営の改善等に関する事項

#### 1 業務運営に関する目標を達成するための措置

(1) 理事長と学長のリーダーシップを効果的に発揮するため、定期的な調整会議を開催するなど、意思疎通を緊密化し、迅速な意思決定プロセスと機動力のある組織体制を整備する。

(2) 法人・大学の各部門の権限及び責任の明確化や、法人・大学の各組織間の連携強化により、法人・大学の重要課題に的確かつ機動的に対応できるような、迅速な意思決定と機動力のある組織体制を構築する。

(3) 理事会、経営審議会、教育研究評議会において、外部有識者の意見等を法人運営や教育研究活動に的確に反映するための機能強化を図り、戦略的かつ機能的な法人・大学運営を行う。

#### 2 人事管理に関する目標を達成するための措置

(1) 特任教員、客員教員制度などを活用し、優れた学識、経験等を有する人材を確保するとともに、教員業績評価制度について、実態に即した制度となるよう適宜見直しを行い、多様な実績が適正に評価されるよう運用する。

(2) 雇用形態、勤務形態、給与形態等、柔軟性に富んだ人事制度の運用や、専門的な知識・技術の蓄積・継承が必要な業務分野における職員のプロパー化など、業務の必要性に応じた有為な人材の確保や配置を行う。



(3) 男女共同参画、ワークライフバランスについての啓発を行うとともに、労働環境の向上を図るため、男女ともに安心して勤務を継続できる体制を充実する。

(4) 高度な専門知識や創造性に富む教職員を育成するため、府が行う研修等の活用や、SD（スタッフ・デベロップメント）活動を積極的に行う。

※SD：大学職員の教育能力、資質の向上のための組織的な取組

### 3 事務等の効率化に関する目標を達成するための措置

(1) 様々な状況の変化等に対しても的確かつ効果的に対応できる組織運営が行えるよう、適時適切に事務組織の体制見直しを行う。

(2) 情報基盤整備を計画的に行うことにより、事務作業の迅速化、効率化を図るとともに、複数の所属において実施されている同種の業務の集約、一元化を図り、事務処理を的確・効率的に進める。

## IV 財務内容の改善に関する事項

### 1 収入に関する目標を達成するための措置

(1) 授業料や病院使用料・手数料等について、公立大学法人の特性を考慮しつつ、適正な受益者負担の観点から、毎年妥当性の検証・見直しを行うとともに、その確実な納入に取り組む。

(2) 研究成果として創出された知的財産の権利化、知的財産の技術移転活動及び実用化を積極的に行う。【再掲】

(3) 地域連携センター（府立大学）や新たに設置予定の研究開発・質管理向上統合センター（医科大学）において、的確な研究支援を行い、研究活動に係る信頼性を高め、外部研究費を獲得する。

＜数値目標＞ 各教員は科学研究費を含む外部資金申請を年1件以上行う。

### 2 経費に関する目標を達成するための措置

監査法人の意見や会計指導も踏まえ、財務状況の分析や管理経費の見直し、運営費交付金等の予算の重点的かつ効率的な経費配分に努め、教育、研究、臨床の質の向上を図りつつ、経費の抑制及び効果的な執行を行う。

### 3 資産運用に関する目標を達成するための措置

法人資産（施設、設備等）の運用・管理方針の明確化を行い、資産の適正な管理及び有効活用を図るとともに、法律で認められた範囲内で余裕資金等の効率的、効果的な運用を行う。

## V 教育研究及び組織運営の状況の自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

### 1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置

認証評価機関の指定する評価基準による自己点検・評価を引き続き実施し、課題や改善状況を明確にするとともに、大学認証評価や病院機能評価を受審する。

### 2 評価結果の業務運営への反映及び公表に関する目標を達成するための措置

内部監査等の自己点検・評価や第三者評価の結果を踏まえ、年度計画で改善に取り組むなど、教育研究活動及び法人・大学の運営改善に反映させる。また、年度計画の達成状況をホームページ等で迅速かつ積極的に公表する。

## VI その他運営に関する重要事項

### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

(1) 附属病院においては、府が策定した「京都府立医科大学附属病院整備計画」(平成25年度アクションプラン)に基づき、治療環境の維持や、経営見通し等を検討の上、老朽化した中央診療棟・病棟を改修し、手術室・集中治療室の拡充や最先端の放射線治療機器等の設置等、高度な医療に対応できる整備や病室の4床化等の療養環境の改善を進める。【医大】

(2) 附属北部医療センターにおいては、高度・専門医療の充実、病室や外来診察室等診療環境の改善、災害拠点病院等として必要とされる施設整備を進め、一層の機能強化を図る。【医大】

(3) 教育機能の強化のため、府が策定した「京都府立大学整備プラン」(平成25年度アクションプラン)に基づき、精華キャンパスへの機能移転を含め、北山文化環境整備ゾーンにふさわしい開かれたキャンパスとなるよう施設・設備の整備や活用を進める。さらに、府立総合資料館、府立植物園等周辺施設全体の交流を促進する。【府大】

(4) 施設の耐震化対策、狭隘化・老朽化の解消を推進し、安心・安全なキャンパス環境を創出するため、計画的な整備を行う。

### 2 安全管理及び危機管理に関する目標を達成するための措置

(1) 緊急時に迅速かつ的確に対応することができるよう、学生や教職員への啓発活動の実施、地域住民や関係機関との連携強化等により、危機管理体制の充実・強化を図るとともに、防災・減災対策を推進し、防災計画にもとづく訓練を通して、災害時や緊急時の対応力の向上を図る。

(2) 災害拠点病院（北部医療センター）、広域避難場所（府立大学グラウンド）としての役割を果たすとともに、災害時に大学の人的・物的資源を十分に生かせるよう、地域や関係機関との連携を強化する。

(3) 安全衛生管理委員会の取組を全学的に周知する等により教職員及び学生の安全衛生意識の向上を図るとともに、万一、事故等が発生した場合に迅速に対応ができるよう安全衛生管理体制を強化する。

### 3 環境への配慮に関する目標を達成するための措置

教職員・学生等への省エネルギーの啓発等を行い、延床面積あたりのエネルギー消費量及び温暖化効果ガス排出量の削減を図るとともに、節電の取組等を通じて、環境に配慮した法人運営を行う。

### 4 人権に関する目標を達成するための措置

基本的人権の尊重や人権意識の向上を図るとともに、ハラスメント等の人権侵害の防止に取り組み、教職員・学生に対する相談、研修及び啓発活動等を充実していく。

### 5 情報発信及び情報管理に関する目標を達成するための措置

(1) 教職員に学術情報の安心・安全な利用環境を提供するため、計画的に情報基盤を整備するとともに、ホームページ等を活用し、教育・研究・医療活動や法人の運営情報等の積極的な情報公開を行う。

(2) 大学の目指す方向性や特色を鮮明にし、効果的な広報活動を展開するための戦略的な広報計画を策定し、多様な広報媒体を活用した広報の展開により、教育・研究の成果や医療活動の情報等を積極的に社会に発信する。

(3) 京都府情報公開条例及び京都府個人情報保護条例に基づき、学生・患者情報等の個人情報等の適切な管理を行うとともに、教職員の情報リテラシー向上のための研修の実施等、情報セキュリティ対策を充実・強化する。

### 6 法人倫理に関する目標を達成するための措置

(1) 法令や社会的規範に基づく適正な法人運営を行うために、内部監査の実施結果を公表し、透明化をさらに進めるなど、コンプライアンス（法令遵守）推進等のための仕組・取組を充実・強化する。

(2) 研究活動の不正防止、法令、社会的規範、行動規範や法人が定める関係規程（「京都府公立大学法人コンプライアンス推進規程」「知的財産ポリシー」「利益相反ポリシー」「臨床研究利益相反指針」）等の遵守を徹底するため、研修や倫理教育の充実・強化を行い、大学の使命や社会的責任を果たす法人運営を行う。

(3) 研究開発・質管理向上統合センターを新設し、基礎研究から臨床研究・実用化までの一貫した支援・指導と研究倫理教育を重点的に実施するとともに、モニタリング、データ管理、監査を行うなど、医学研究全般の科学性・倫理性を適正に担保し、研究の質管理を一元的に行う。【医大】【再掲】

## 7 大学支援者等との連携強化に関する目標を達成するための措置

大学支援者を拡大するため、同窓会組織等との連携・交流の取組強化を進める。

第7 その他の記載事項

1 予算

平成26年度～平成31年度 予算(見込み)

(単位:百万円)

| 区 分                   | 金 額     |
|-----------------------|---------|
| 収 入                   |         |
| 運営費交付金(京都府償還負担金含む)    | 52,738  |
| 自己収入                  | 193,249 |
| 授業料及び入学金検定料収入         | 11,974  |
| 附属病院収入                | 177,444 |
| 財産処分収入                | 34      |
| 雑収入                   | 3,797   |
| 受託研究等収入及び寄附金収入        | 7,698   |
| 長期借入金収入               | 6,022   |
| 計                     | 259,707 |
| 支 出                   |         |
| 業務費                   | 228,917 |
| 教育研究経費                | 8,696   |
| 診療経費                  | 85,655  |
| 人件費                   | 131,040 |
| 一般管理費                 | 3,526   |
| 施設整備費等                | 6,142   |
| 受託研究等研究経費及び寄附金事業費等    | 7,698   |
| 長期借入金償還金等(京都府償還負担金含む) | 16,950  |
| 計                     | 259,707 |

予算は一定の仮定の下に試算した数値により見込んだものであり、今後、業務運営の更なる改善及び効率化に取り組むことにより、より一層の収支改善に努める。

なお、各事業年度の運営費交付金についても、上記の考え方の下、予算編成過程において決定される。

[人件費の見積]

- 1 中期目標期間中総額124,331百万円の支出を見込んでいる。(退職手当を除く)
- 2 退職手当については、京都府公立大学法人教職員退職手当規程に基づいて支給するが、運営費交付金として措置される額については、予算編成過程において決定される。

## 2 収支計画

### 平成26年度～平成31年度 収支計画(見込み)

(単位:百万円)

| 区 分         | 金額      |
|-------------|---------|
| 費用の部        | 247,116 |
| 經常費用        | 247,116 |
| 業務費         | 236,331 |
| 教育研究経費      | 13,595  |
| 診療経費        | 85,575  |
| 受託研究費等      | 2,033   |
| 役員人件費       | 101     |
| 教員人件費       | 50,396  |
| 職員人件費       | 81,105  |
| 一般管理経費      | 3,526   |
| 財務費用        | 599     |
| 減価償却費       | 10,186  |
| 臨時損失        | 0       |
| 収益の部        | 247,116 |
| 經常収益        | 247,116 |
| 運営費交付金収益    | 43,244  |
| 授業料収益       | 10,227  |
| 入学金収益       | 1,332   |
| 検定料収益       | 327     |
| 附属病院収益      | 177,444 |
| 受託研究等収益     | 2,033   |
| 寄附金収益       | 5,638   |
| 雑益          | 3,858   |
| 資産見返勘定戻入    | 1,135   |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 1,879   |
| 純利益         | 0       |
| 総利益         | 0       |

収支計画は一定の仮定の下に試算した数値により見込んだものであり、今後、業務運営の更なる改善及び効率化に取り組むことにより、より一層の収支改善に努める。

### 3 資金計画

## 平成26年度～平成31年度 資金計画(見込み)

(単位:百万円)

| 区 分                     | 金額      |
|-------------------------|---------|
| 資金支出                    | 266,162 |
| 業務活動による支出               | 243,071 |
| 投資活動による支出               | 7,246   |
| 財務活動による支出               | 3,699   |
| 京都府償還負担金                | 12,146  |
| 翌年度(次期中期目標期間)への繰越金      | —       |
| 資金収入                    | 266,162 |
| 業務活動による収入               | 260,140 |
| 運営費交付金による収入(京都府償還負担金含む) | 52,738  |
| 授業料及び入学金検定料による収入        | 11,975  |
| 附属病院収入                  | 177,444 |
| 受託収入                    | 2,033   |
| 寄附金収入                   | 5,638   |
| その他の収入                  | 10,312  |
| 投資活動による収入               | 0       |
| 財務活動による収入               | 6,022   |
| 前年度(前中期目標期間)よりの繰越金      | —       |

資金計画は一定の仮定の下に試算した数値により見込んだものであり、今後、業務運営の更なる改善及び効率化に取り組むことにより、より一層の収支改善に努める。

### 4 短期借入金の限度額等

#### (1) 短期借入金の限度額

ア 限度額  
25億円

#### イ 想定される理由

運営費交付金の交付時期と資金需要の期間差及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れすること。

#### (2) 不要財産の処分に関する計画

なし

(3)重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画  
なし

(4)剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。

(5)京都府公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める事項

ア 施設・設備に関する計画

| 施設・設備の内容 | 予定額(百万円) | 財 源 |
|----------|----------|-----|
| —        | —        | —   |

※京都府立医科大学附属病院病棟整備及び京都府立大学下鴨キャンパス施設整備を計画しているが、今後、京都府の予算編成過程において決定されるため、今計画には計上していない。

イ 人事に関する計画

Ⅲの2「人事管理に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり

ウ 積立金の使途  
なし



5 收容定員

|        |                       |                  |              |
|--------|-----------------------|------------------|--------------|
| 平成26年度 | 医科大学                  | 医学部医学科           | 640人         |
|        |                       | 医学部看護学科          | 340人         |
|        | 府立大学                  | 文学部              | 421人         |
|        |                       | 公共政策学部<br>生命環境学部 | 412人<br>850人 |
| 府立大学   | 文学研究科                 | 57人              |              |
|        | 公共政策学研究科<br>生命環境科学研究科 | 36人<br>185人      |              |
| 平成27年度 | 医科大学                  | 医学部医学科           | 642人         |
|        |                       | 医学部看護学科          | 340人         |
|        | 府立大学                  | 医学研究科            | 300人         |
|        |                       | 保健看護研究科          | 16人          |
| 府立大学   | 文学部                   | 421人             |              |
|        | 公共政策学部<br>生命環境学部      | 412人<br>850人     |              |
| 府立大学   | 文学研究科                 | 57人              |              |
|        | 公共政策学研究科<br>生命環境科学研究科 | 36人<br>200人      |              |
| 平成28年度 | 医科大学                  | 医学部医学科           | 642人         |
|        |                       | 医学部看護学科          | 340人         |
|        | 府立大学                  | 医学研究科            | 300人         |
|        |                       | 保健看護研究科          | 16人          |
| 府立大学   | 文学部                   | 421人             |              |
|        | 公共政策学部<br>生命環境学部      | 412人<br>850人     |              |
| 府立大学   | 文学研究科                 | 57人              |              |
|        | 公共政策学研究科<br>生命環境科学研究科 | 36人<br>215人      |              |

|        |                                |                    |              |
|--------|--------------------------------|--------------------|--------------|
| 平成29年度 | 医科大学                           | 医学部医学科             | 642人         |
|        |                                | 医学部看護学科            | 340人         |
|        | 府立大学                           | 文学部                | 421人         |
|        |                                | 公共政策学部<br>生命環境学部   | 412人<br>850人 |
|        | 文学研究科<br>公共政策学研究科<br>生命環境科学研究科 | 57人<br>36人<br>215人 |              |
| 平成30年度 | 医科大学                           | 医学部医学科             | 639人         |
|        |                                | 医学部看護学科            | 340人         |
|        | 府立大学                           | 文学部                | 421人         |
|        |                                | 公共政策学部<br>生命環境学部   | 412人<br>850人 |
|        | 文学研究科<br>公共政策学研究科<br>生命環境科学研究科 | 57人<br>36人<br>215人 |              |
| 平成31年度 | 医科大学                           | 医学部医学科             | 636人         |
|        |                                | 医学部看護学科            | 340人         |
|        | 府立大学                           | 文学部                | 421人         |
|        |                                | 公共政策学部<br>生命環境学部   | 412人<br>850人 |
|        | 文学研究科<br>公共政策学研究科<br>生命環境科学研究科 | 57人<br>36人<br>215人 |              |